

## 第21回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年11月27日（水）13:00～14:59

2. 場所：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、  
翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、長谷川幸洋、林いづみ

（専門委員）土屋了介、松山幸弘

（政府）小泉内閣府大臣政務官

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、  
中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官

（説明者）厚生労働省大臣官房審議官 古都賢一

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 友藤智朗

4. 議題：

（開会）

1. 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング  
確立について

2. 雇用ワーキング・グループの検討状況の報告  
（労働時間法制等の見直し、ジョブ型正社員の雇用ルールの整備）

3. 「農林水産業・地域の活力創造本部」への報告

4. 「規制改革ホットライン」について

（閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 それでは、第21回規制改革会議を開会いたします。

本日は、稲田大臣、甘利大臣は公務の関係で御欠席です。

また、滝委員、鶴委員、松村委員、森下委員が御欠席です。

それでは、報道関係の皆さんは、ここで退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○岡議長 これより議事に入ります。

議題1といたしまして「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立」についてヒアリングを行います。

本日は、健康・医療ワーキング・グループの専門委員にも御同席いただいております。

それでは、まず、厚生労働省からの御説明をお願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 厚生労働省の社会担当の審議官をしている古都でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日私どもが出しましたお手元の資料は、議題について、介護保育事業の中では、これまで一定の枠組みを持って取り組んでいる社会福祉法人に関する問題との理解の下で、省内でも関係局はございますが、私ども社会・援護局のほうでまとめて御説明をさせていただこうと思っております。

資料1-1「社会福祉法人におけるガバナンス強化と透明性の確保」をおめくりいただければと存じます。

社会福祉法人制度とは2ページ目でございますように、社会福祉事業を行うことを目的として1951年に設けられた制度でございます。戦前、民法法人で行われておりました社会事業、生活困窮者の擁護でありますとか、あるいは恩賜財団済生会のような施療でありますとか、そういうことをやっていたものが戦後の混乱期に、言ってみればハイパーインフレで経営が成り立たなくなった。一方で、GHQの指導と日本国憲法によって公の支配に属さない慈善・博愛の事業については公金を支出してはならないといった規定もございまして、福祉事業は自治体がやるべきだという流れの中で、こうした事業者が非常に困窮した時期がございます。言ってみれば、戦前は民間が9割社会事業をやっておって、自治体が1割ぐらいだったわけですけれども、それを戦後、自治体でやれと言われてもすぐにはできない。一方、民間社会事業のほうは経営が成り立たない。そういう中で行政が責任をとりつつ、民間に委託をして事業をやっていただく。こういうスキームが1951年に確立し、そのときの法人格が社会福祉法人であるということでございます。

社会福祉法人は、ここがございますように、単に社会福祉事業を行うということで行政の委託を受けるだけではなくて、民間の社会事業も組織化していくといいでしょうか、法律で定められた事業以外のこともやるという前提でつくられたわけですが、結果におきましては、介護保険が入るまでの間は措置委託制度ということで、行政の委託を受けて事業を行う法人でございました。

それが1990年代に入りまして、少子化・高齢化というものが進む中で、社会福祉事業につきまして大きな見直しが行われます。特に介護の事業については、介護保険制度という形で、それまでの措置委託制度から、事業者が手上げ方式で事業に取り組み、利用者が選択する利用制度に変わったと、こういう流れの中でございます。

その際、社会福祉法人の在り方につきましても、全体として委託制度から、ある意味、自主事業に変わっていく中で、経営の原則というものを2000年に明記をいたしまして、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効率的かつ適正に行うという観点での方向性を示しております。これはそれまで事業の受託者という位置付けから、むしろ

ろ自主的に多様な福祉事業を徹底してやっていただく。そして、同時に自から質を上げ、さらに経営も透明性を確保すべきだという方向性でやってきたところでございます。

運営につきましては、冒頭申しましたように、強い公的規制を受ける一方で、様々な支援、優遇措置を受けているということでございます、現在2万弱の法人があり、これらの認可権限は今年の4月から全市でできることになりましたので、いわゆる所轄庁と呼ばれるものは、都道府県、市の数だけあるという状況にございます。

3 ページを御覧ください。

社会福祉法人が行う社会福祉事業は、2つに区分されております。戦後間もない時期の観点でございますので、収奪とかが起こらないよう、不当なことが起きないようにということで、特に入所施設については自治体または社会福祉法人を原則とするということになっております。ここに書いてある生活保護の受給者の入所施設である救護施設でありますとか、各種の乳児院でありますとか等々の事業が限定列記されているところでございます。

一方、4 ページを御覧いただきますと、そういう中で比較的弊害が少ない、いわゆる通所系の事業につきましては、むしろ社会福祉法人が自主性と創意工夫を助長するという観点で位置付けられておりまして、こちらについては法律上、主体制限がないという位置付けにもなっております。

こういった事業はいろいろなことができるわけですが、児童福祉法などの個別福祉法によりまして一定の規制があります。例えば保育所であれば、認可が行われる等々の規制があったということでございます。

この一種事業、二種事業を中心に行うのが社会福祉法人でございます。

5 ページを御覧ください。

そういう社会福祉法人が必ずしも制度化されないものについてもやれるように、公益事業でありますとか、さらに公益事業とか社会福祉事業を充実するために収益事業を営むことができるということになっておりまして、そういった形で、むしろ自主的に資源を得て、事業をやっていくということが期待されたところでございます。

6 ページは、先ほど申しましたので、所轄庁については割愛します。

7 ページを御覧ください。

先ほど少し申し上げましたが、1951年にできた社会福祉法人制度については、戦後の救貧・保護事業ということでやってきたわけですが、措置制度から利用契約制度という流れの中で、90年代以降、介護保険事業あるいは障害者の総合支援法に基づく支援制度でありますとか、こういったものは基本的に利用者がサービスを選択することになっております。そういう観点でいきますと、この90年代、2000年代には、いろいろな福祉サービス、特に介護、障害、保育所も一定程度選択ができるという利用制度を基本とする時代におきましては、利用者の選択がきちんとできるよという観点から多様な主体の参入によってサービスを増やすということが必要になりまして、この90年代以降、福祉事業の中

に多様な主体の参入を導いてきたということでもあります。その最初が介護保険制度でございまして、介護保険制度は指定事業者制度でございますので、法人主体を問わず、多様な主体が入っている。唯一あるのは、個人ではなく、法人でやってくださいということを介護保険では基本になっているわけでございます。

こういう多様な主体が入ってくる一方で、最終的に参入、撤退が自由な事業主体もございますが、社会福祉法人でありますとか自治体とかは、最後までサービスを実施していかなければならないという役割がございます。

そういう意味で、90年代以降、少子高齢化が進んで、サービス構造も変わり、地域の支えも減った中で新たな役割が社会福祉法人には強く求められると私どもは認識しております。特に制度化されていない部分も含めてきちんと取り組めるような社会福祉法人に変えていかなければいけないという認識でございます。

特に8ページを見ていただきますと、制度で定まった公的な福祉サービスばかりではなくて、例えばひきこもりの問題ですとか、発達障害の方の支援ですとか、あるいは社会福祉法人が独自にネットワークを作って支援をした災害要援護者の問題だとか、こういうなかなか制度にすぐ乗らない、全てが乗らない部分についても積極的に取り組むことが期待をされているということでございます。

社会福祉法人がきちんと役割を果たせるようにするためには、それなりの形になっていかなければいけないと考えております。

9ページでございますけれども、社会福祉法人制度については、その公益性とか非営利性ということについては一定の御理解をいただいておりますが、その上でさらに必要なのは、サービスの質の向上、あるいは透明性を確保し、安定的に供給するという観点から、日本再興戦略では、例えば規模拡大の推進、あるいは当会議の議論も踏まえて、規制改革実施計画の中でも経営情報の公開、質の向上を図るための評価、さらに社会保障制度改革国民会議の報告書では、国民や地域への貢献が求められるということが現代の社会福祉法人に期待をされているところでございます。

こういった問題につきましてきちんと対応するためには、かつてのように行政が全部事業について縛るという方法ではなくて、自主的にやっていただくためのガバナンスの強化が必要であります。

10ページを御覧いただきたいと思っております。

現在、この高い公共性を確保するためには、先ほど申しました地域のニーズに応じた事業展開あるいは経営の原則に沿って主体的に公益性の高い事業をやっていただくためには、適切な経営の確立が必要であります。特に経営組織、事業管理、財務管理、人事管理といったものについては、しっかりとしたガバナンスの強化なり、見直しが必要だろうということでございます。

11ページは、法人組織、これらにつきましても公の支配に属するというところで、社会福

祉法人についての公正かつ適正な運営が図られるように評議員会とか様々な組織がございますし、12ページを御覧いただきますと、この社会福祉法人については自治体が二重の監督をしております、1つは事業ごとの施設（事業）監督ということが都道府県、自治体において行われております。

一方で、法人全体ということについても改めて所轄庁が監督をするということになっていまして、私どもはこれに加えて、この会議で議論をされている情報公開、国民の目をしっかり入れていって、さらに透明性を高めていく必要があると認識いたしているところでございます。

施設監督が中心であったことや、個々の施設事業ごとに縦割りに会計処理をしていたということもありまして、法人としての一体感というのは非常に低かったということは、我々行政側としても反省すべき点だと思っております。特に2000年以降、介護保険が導入され、委託費から報酬になって、ある程度自由に再投資ができるという時代においては、特に法人本部なりのしっかりとしたガバナンスが必要だと思っております。

13ページを御覧いただきますと、規制改革会議に以前御報告申し上げたように、最初の段階であります財務諸表の公開については、まだまだ相当不十分である。これについては是非ともきちんと義務付けて推進をしていきたいということでございますし、14ページにございますように、ホームページを持っているけれども、公表する割合もまだまだ38.5%ということで、これをきちんと全部に行き渡るように、我々は取り組んでいく必要があると思っております。

その上で15ページでございますが、この社会福祉法人が現代的な意味において、しっかりと公益事業も実施できるように、情報公開につきましては、当会議の御意見も踏まえまして、電子データ化の推進、所轄庁への電子データでの提出、あるいは所轄庁のホームページで公開するということをしつかりやりたいと思っております。そして、この透明性の確保が、社会福祉法人がしっかりと福祉に取り組む上での一丁目だと思っております。

16ページでございます。

今、申しましたように、社会福祉法人が委託という形ではなくて、利用制度下で、いろいろな利用者に使われるという形にするためには、社会福祉法人が現代的な意味で制度だけにとどまらず、制度外の生活に困った方々であるとか、そういったものをしっかりと救っていく事業が自からできなければならない。そのためには、どういう事業が地域から期待されるのか、また、ガバナンスも高めなければならないとか、透明性の確保もしなければいけない、あるいは効率的な運営をしなければならないということと等につきましては、現在、松山専門委員も入っておられます社会福祉法人の在り方検討会でしっかりと私どもは議論していただきたいと思っております。

特にイコールフットィングについて申しますと、介護事業については多様な主体が参入するおかげでサービス量が増えて、選択肢が増えるというメリットもございます。

一方で、やはり撤退したとなると問題が生じる。離島などを見ますと、民間事業者が撤退した後、もう一回社会福祉法人なり社会福祉協議会なり、あるいは自治体なりで受け皿にならなければいけないところもある。そういう意味では、私ども社会福祉法人の役割というのは、いろいろな主体が入っていただいた準市場の中において、最後までは容易に撤退できない、きちんとサービスをやっていくという方向性に持って行く必要があると思っておりますので、それが果たせるような法人に是非していきたいと思っております。

17ページにありますように、これまで3回やっております。法人の役割の論点、ガバナンスの強化、あるいは透明性といったことを議論していただいておりますが、私どもはこちらの規制改革会議の御議論も踏まえながら、社会福祉法人が本来の役割、公益性をきちんと果たしてやっていけるようにしたい。他国におきましても、民間事業と公益的な非営利の団体が混合しているところはあります。ドイツなどを見ましても、カリタスとかディアコニーといったような宗教系の法人もあり、一方で民間事業もある。そういう中で、こういう非営利の法人が役割をしっかりと果たして、制度のはざまの問題とか積極的に取り組むための法人に変えていかなければいけない。そういう努力を今後していきたいと思っております。

以上であります。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、松山専門委員から御説明をお願いします。

○松山専門委員 それでは、資料1-2を御覧いただきたいと思えます。

2ページを御覧下さい。

社会福祉法人数の年次推移が掲載してありますが、社会福祉法人制度の改革を考えるとときに問題なのは、財務データの集計というのが今まで行われたことがないことです。そのため、市場規模が幾らなのか、財務内容の構造がどうなっているか誰も知らない。そのような状況では公費投入、非課税優遇に値するのかという判断ができないという問題があります。

それに加えて、これは厚労省の検討会でも議論になっておりますけれども、補助金が地方交付金化されたこともあって、公費が年間どのぐらい投入されているかということを正確に把握することが困難な状況にあるのです。

3ページを御覧下さい。

この社福の問題に関しては、今年の5月に厚労省から「特別養護老人ホームの内部留保について」という報告書が出ています。これは各法人の特養部門の財務データを集計・平均したものです。実はいろいろな施設を持っている法人の場合、ガバナンスがきいているところは本部会計に各部門の収益を集約して、全体管理をしています。したがって、特養部門だけの集計をするだけでは全体が見えないという問題があります。

社会福祉法人の中にはしっかりと社会の福祉ニーズに応えているところもたくさんあります。平均値のみで議論すると模範的社会福祉法人とそうでないところの区別ができません。したがって、法人全体の財務諸表を全部集めて、総合的な分析が必要です。

4 ページを御覧下さい。

2011年に内部留保の問題を私が問題提起したときに出てきた反論が2つあります。反論①は、内部留保の大半は固定資産になっていて拠出できる資金がないというものです。しかし、資金を捻出するのは毎年生じているプラスのキャッシュフローから出せばいいのであって、そうすれば既存の預金に手をつける必要は生じません。

反論②は、将来施設を建てかえるときのために積み立てているというものです。しかし、年間の事業支出の額を超える金融資産を持ち続けている社会福祉法人さえ存在します。施設建て替え資金という主張では、この事実を国民に説明できません。

社会福祉法人の中に巨額の資金が眠っているということは、日本経済にとって見ても資金循環がちゃんとできていないということです。したがって、これはマクロ政策の観点からも、きちんと正していく必要があるのではないかとということです。

5 ページを御覧下さい。

私は約1,200の社会福祉法人の財務データとホームページを見ました。約900弱が集計に値するというので、後で説明するデータを分析しているわけですが、そのときの経験から言って、まず社会福祉法人全体の財務諸表の中で主要勘定の金額を分類して、全体の合計を出す必要がある。こうすることで財務構造がわかってきます。

それから、全体合計だけではなくて、都道府県別、主要業務別、施設種類別に分析するというのをやっておけば、後で例えば都道府県が福祉行政を考えるときのインフラになると思います。

模範的法人と非課税優遇に値しない法人の判別基準をつくる。これは100%客観的なものというのはできませんけれども、ある程度、国民に説明できるような仕組みはつくれるのではないかと考えています。

それから、先ほどの厚労省の説明でもありましたけれども、規模の拡大とか、経営の効率化の具体的方策を探求するという事です。

6 ページです。

社会福祉法人の財務データについては、平成25年度分から収集することになっておりますけれども、留意点があります。

第1に、国民に対して集計結果のみでなくて、個々の財務諸表を開示する必要がある。個々の財務諸表を開示しないと、実は実態がわからないという問題があります。

第2に、提出していただく法人全体の財務諸表の様式を示す必要がある。現在、所轄官庁に提出されている財務諸表の中には、連結財務諸表、つまり、法人全体のデータを作成していないところがたくさんあります。それだと全然全体像がわからないし、集計も非常

に大変です。例えばたくさん施設を持っていて、連結財務諸表を出していないところのデータ分析をしようと思うと、1法人に1時間ぐらいかかります。そういう意味で、標準的な形を決めて提出してもらうということを行う必要があります。

7ページを御覧下さい。

規制改革の観点からの検討テーマ候補としては、これも先ほど厚労省の説明の中にありましたけれども、①として社会福祉法人の情報開示を徹底させる仕組みの創設。その際の課題ですが、今年の4月から社会福祉法人の所轄が市や区に移管されました。しかし、財務データの提出と管理に関しては都道府県に戻さないと、実は大変煩雑で、実態がつかめない状況になると思います。

②個々の社会福祉法人で形骸化したガバナンスの改革。これは厚労省の検討会で現在審議中であります。

③社会福祉法人が新たな社会貢献事業に取り組む場合に、外部に資金拠出するための規制改革。現在、社会福祉法人の中でリーダーシップを発揮している法人が、制度の中に規定されていないサービスというものを積極的に取り組んでいこうという動きがあります。そのときに、それに熱心に取り組む法人は自分の資金を出すのですが、多くの法人が無関心であると不公平が生じるという意味で、私は全法人に強制拠出させるような仕組みをつくって、それを社会福祉法人の中で再配分するという仕組みも検討に値するのではないかと考えております。

また、後で御説明する過剰な金融資産を有する社会福祉法人の取扱いをどう説明するかという課題があります。

それから、既に厚労省の検討会の中で議論があるのですが、各法人の社会貢献の状況を数値で示すために、「社会貢献勘定」みたいなものをつくって、毎年地域住民に開示する制度も検討に値するのではないかと思います。

事業規模拡大による経営効率向上を促すための合併促進策としては、非営利のホールディングカンパニーというのが社会保障制度改革国民会議等で提案されており、それを活用するというのも可能ではないかと私は考えています。

もう一つは、社会医療法人と社会福祉法人を両方経営しているグループがあります。その経営者から私のところに意見が来ていまして、社会医療法人と社会福祉法人が合併できるようにしてほしいという要望があります。これを実現すると、地域包括ケアの中核事業体がたくさんできるのではないかと思います。

では、今なぜできないかといいますと、社会医療法人を解散して、財産を社会福祉法人のものとするのができない法規制になっています。これは社会医療法人を解散したときは、国もしくは社会医療法人に財産が移管されることになっています。社会医療法人が社会福祉法人に吸収合併してもらうことができない。逆に、社会福祉法人を解散したときは、福祉事業をやっている社会医療法人に財産を譲渡することができます。しかし、現在、社



会医療法人に特別養護老人ホームが認められていないので、特別養護老人ホームをやっていた社会福祉法人の財産を社会医療法人に譲渡することはできない。そこをクリアする必要があるのではないかと思います。

8 ページを御覧下さい。

全国のいろいろな社会福祉法人の経営者の方とお話をしていますけれども、その中には本当に模範的な社会福祉法人も存在します。であれば、私はそういうところに国民のラストリゾートになっていただく意味もあって、寄附要件を緩和するというのも検討に値すると思います。

9 ページを御覧下さい。

内部留保に関する考え方ですけれども、よく社会福祉法人の内部留保が大き過ぎるとか、批判があるわけですが、私は純粋に経済学とか会計学の観点から言えば、理論的最適値というのは存在しない、と考えます。なぜならば、黒字経営を続けている限り、毎年一定額を地域還元したとしても、必ず内部留保は積み上がっていくからです。ちなみに米国には、非営利の事業体で福祉サービスもやりながら、慈善医療もやりながら、毎年黒字経営をしているがゆえに、巨額の数千億円単位の内部留保を貯めているところがたくさんあります。それでも米国では、そういうことに対して批判は出ない。なぜなら、内部留保は必ず地域還元されるという信用があるからです。

したがって、社会福祉法人が使命を果たすためには、本来、内部留保というのは大きいほどいいわけですが、日本の社福の場合は、内部留保を社会還元する意思がないような印象のところがあるから問題なのです。

10 ページを御覧下さい。

これは、その事例の一部です。例えばA法人は病院あり複合体ですが、年間支出が88億円に対して、借金を除いた純金融資産が230億円。これには退職積立預金20億円は含めていません。だからそれを含めた純金融資産は250億円です。

B法人も年間26億円の支出に対して、純金融資産が44億円。例えばD法人は年間の事業規模が175億円と大きいのですけれども、純金融資産も200億円。高齢者施設専業、保育所専業、障害者施設専業、母子その他専業であっても似たようなところがある。こういうところは、マネジメント能力が非常に高いわけです。であれば、もっと社会貢献できるのではないかというのが私の意見です。

11 ページを御覧下さい。

2011年に社会福祉法人全体の年間黒字額の推計を出しました。そのときは約4,400億円という数字を発表したのですけれども、今回もう少し精度を上げて計算した結果、少なくとも5,000億円あるはずだということです。

計算方法ですけれども、上の段にある済生会とか聖隷福祉事業団等々、右側に「確定値」と書いてあるのは「実績値の合計値」であります。その中で真ん中付近に「東京都所管病

院なし社福 534法人 2012年度」というのがありますが、これが中小規模の社会福祉法人のデータでありまして、1法人あたり平均黒字額が3,262万円ということです。この数字を見た上で、残りの1万6,391法人に1法人平均黒字をかけるわけですが、東京都の社福の場合、東京都以外よりも規模が大きいように思われたので、8掛けと7掛けで計算しております。8掛けで計算すると合計が5,056億、7掛けで計算すると4,521億円ということになります。このデータを多数の社福の財表を見る立場にある業界関係者にお見せしましたら、次の注にあるコメントをいただきました。

東京都以外の社福の平均事業規模は東京都の7掛けから8掛けであるけれども、コストが安い分、黒字率は東京都よりも高くて6%を超えているということです。

であれば、東京都以外の社福の1法人あたり平均黒字額というのは、8掛けの2,600万よりも実は少し高い可能性がある。そういう意味で、5,000億円というのは非常に控えめな数字という理解をお願いしたいと思います。

重要なのは一番下の参考データです。社会医療法人の平均利益率が2010年度5.4%、2011年度4.9%です。この社会医療法人の利益水準というのは過去最高レベルです。

それから、東京証券取引所の企業の平均経常利益率は、2011年度が4.5%、2012年度が4.6%です。つまり、実は社会福祉法人の利益率は、常に上場企業及び医療法人を上回っているのです。

12ページを御覧ください。

どのような形で集計作業を行ったかを記載しています。

これ以降の頁の具体的なデータについては簡単に御説明します。

13ページです。

厚労省所轄施設経営社会福祉法人のうち304法人の財務データを集めました。その中で済生会とは日本最大の社会福祉法人で、聖隷福祉事業団が2番目に大きいところですが、この2つはモデル事業体であり経営資源をフル活用しています。したがって、純資産率もそれほど高くなく、経常収支差額率も余り高くないということです。一方、それ以外の302法人の平均利益率は6.5%です。

14ページです。

病院がある複合体の中で比較しますと、厚労省所轄の中でその他に16法人ありまして、その利益率が4.0%。自治体所轄で財務データが集計に値するところが56法人ありました。その平均が2.7%です。病院を持っている複合体でも例外的に10%以上の利益率の社福もありますけれども、基本的に病院のほうが経営リスクは高いので、全体として利益率が低いということです。

問題は15ページ以降です。

15ページにありますとおり、病院なし複合体の平均が6.8%、高齢者と保育所は偶然の一致でありますけれども、平均黒字率が7.3%です。非常に高いです。

16ページを御覧ください。

施設種類別に見ると、障害者施設専門法人が一番高いです。厚労省所轄のところで9.9%です。

17ページ以降は、1法人平均で事業規模のイメージを持っていただきたいのですが、一番上の事業収入の数字を見ると、病院あり複合体で厚労省所轄は76億円、自治体所轄が58億円で、病院なし複合体が27億円等々あります。

18ページが高齢者、保育所、障害者施設、児童福祉施設等々専門の事業規模の平均です。

19ページが非常に重要です。19ページは何を言っているかということ、高齢者施設専門、つまり、特別養護老人ホームに注力している事業体の中で、左側の厚労省所轄というのは複数の都道府県に事業展開している積極経営のところですが、東京都所轄というのは、東京都の中で複数の市区町村にまたがっているところです。都内所轄というのは、1つの市もしくは区の中だけということで、事業拡大意欲の差がそこにあるわけですが、結果から見ると、積極経営をしている厚労省所轄の108法人を平均で見ると、純金融資産がマイナス、つまり借金をたくさんして事業拡大をしていて、かつ経常収支差額率が一番高い。ということは、よく将来施設を建てるためにお金をためているのですということを行っているところがあるのですが、財務管理もしくは経営学上は、そういうところは決して経営能力が高いとは言えないということです。借金してでも頑張っているところのほうですが、実は日本経済全体に貢献しているのです。

20ページは、2012年度の東京都内の社福のデータを施設種類別に見ているものです。これによっても、保育所のほうが高齢者施設よりも利益率が高い傾向がはっきりしている。

21ページは、施設種類別に見て一番利益率が高いのは障害者施設であることが再確認できます。

22ページは、社会福祉法人の規模の問題で、1法人1施設の小規模法人が今後問題になるだろうと言われておりますが、それを裏付けた資料です。東京都内で保育所専門、高齢者施設専門を規模別に見ると、1法人1施設と思われる小規模法人が一番利益率は低いのです。

最後23ページは、モデル事業体である浜松を拠点とした聖隷福祉事業団のイメージ図と24ページがその財務データです。これを見て明らかのように、福祉事業に積極的に取り組んでいる社会福祉法人は、補助金抜きでも黒字を堅持している。こういうところを全国に広めていくということが非常に重要なのではないかと考えております。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

○松山専門委員 済みません、1点つけ加えさせていただきたいのですが、私のところに全国の社会福祉法人の問題を考えている方からいろいろ情報提供があるので。

たまたま先週の金曜日に私のところにある税理士の方から手紙が来まして、非常に重要なことが書かれています。この方は、障害者の成年後見人になるように裁判所から言われて、その障害者が入居している社会福祉法人の財務データをずっと分析している方です。

その方いわく、一般の営利企業よりも収益性、流動性など、経営指標が全て大きく上回っていることに驚いた。租税や公債で集めたお金が社会福祉法人の金庫に合法的に移動して、知的障害者の幸せのために使われずに、金庫の中に眠ったままだ。この問題について、市や都道府県の担当者と議論すると、経営基盤強化のために利益確保を是認しているということです。行政の対応がおかしいのではないかとということで、具体的に財務データをいろいろ私に提供くださっています。この方が挙げた例では、障害者施設専門の社会福祉法人が毎年黒字率が10%を超えていて、平成21年度末現預金が5億5,000万円だったのが、24年度末に13億円に増えている。これは一体何なのだとということで、最後に御本人の了解を得て御紹介しますが、この問題をあらわした短歌があります。

「法人が数字で綴る決算書 診れば年ごとお金は殖える」という短歌で、この規制改革会議及び厚労省の検討会で是非問題解決してくださいという激励のお手紙が来ています。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの厚生労働省からの御説明と松山専門委員からの御説明を踏まえまして、意見交換をしたいと思います。

御質問、御意見ございますか。

浦野さん、どうぞ。

○浦野委員 松山さんに質問したいのですが、効率経営の中で生まれた内部留保をどう考えるかという問題です。なので、純粹に社会福祉法人が社会福祉事業をやるというものから、介護などを株式会社がやるという場合まで含めて、内部留保の考え方はいろいろあると思うのですけれども、例えば株式会社で内部留保といった場合は、これは本来、株主に返すべきものがたまたま内部留保という形で計上されているだけであって、本来、株主のものだと明解なわけですけれども、社会福祉法人の場合の内部留保というのは、そういう点から考えたときに、本来、国もしくは国民にあるいは所轄県、所轄市というところに戻すものだということが社会福祉事業についてだけ言えるのか、あるいは全ての事業について言えるのか、その辺は法的な枠組みを含めてどんなふうに考えればいいのでしょうか。内部留保は誰のものなのでしょうか。

○岡議長 松山さん、お願いします。

○松山専門委員 この問題は、私より厚労省の方にも答えていただきたいのですけれども、私の意見は、今、御指摘の問題については、社会福祉法人が持っている内部留保は、基本的に国民のものだと思うのです。それをいかに地域で新たに生じている福祉ニーズにも使っていくかということについて委託されているわけです。それをやらないのだったら、社会福祉法人の優遇はないでしょう。

ただ、重要なことは、きちんとやっている法人もたくさんあるのです。私は株式会社と社会福祉法人の最後の違いは何かというと、社会福祉法人は地域住民から見てラストリゾートになれるのです。最後に頼れるのです。株式会社の場合は、多分そういうことにはならない。というのは、例えば終末期に自分の金融資産を全部持って、特養というか、老人ホームでお世話になったときに、自分が死んだ時に葬儀などの後始末をきちんと行ってくれるのであれば、残ったお金を全部あげますということは、社福に対してはできても、多分株式会社に対してはそういうことをする人は余りいないのではないのでしょうか。そういう違いは感じています。

○岡議長 ただいまの浦野さんの御質問に関し、厚労省お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 法律上も、例えば社会福祉法人が解散した場合については、社会福祉事業をやっている法人に移すか、精算して国庫にお返ししなさいということがありますので、それを裏返して言えば、社会福祉法人はまさに社会の公器でありますから、国民の持ち物であると我々は認識しております。内部留保はまさに松山先生がおっしゃったように、きちんと地域還元するなり、新たな社会福祉事業なり、例えば障害者が4、5人しか地域にいないので、誰もサービス提供しないといったようなことなどについて、しっかりやってもらいたいと考えています。

ただ、1点申し上げますと、制度的に行政が縛ってきた歴史がございます。措置制度の時代は委託費ですので、内部留保を基本的には持たせないということで、決算を見て、剰余がかなり上回ってくると、設備の修繕費だとか、退職に必要な費用だとかは持たせておいたわけですが、実は、措置委託費を減らすという形で、できるだけ内部に持たせないようにしていたという事実はございます。それから、特養、保育でもし内部留保が出ても、他には使わせないとか、先ほど言いました地域で障害者サービスをやりたくても、自からの本業で稼いだ分は使えないとか、寄附を募りなさいとか、そういう歴史があったことを我々は深く反省をしております。

それが2000年の介護保険制度の導入以降は、委託費から報酬になりましたから、サービスを提供した後の報酬はどんどん使っていただきたいということをいろいろ申し上げてきたわけですが、社会福祉法人ができて今年で62年目になるわけですが、およそ50年間は委託費であったこともございまして、なかなかまだそのハンドルの切れしていないということでございますので、我々はきちんとそこをもう一回正してやっていく。そのための検討会をやっているということでございます。

○岡議長 ありがとうございます。

浦野さん、関連ですか。

○浦野委員 そうであれば、株式会社の場合には内部留保がたまり過ぎれば、それは新たな投資とか、あるいは配当で還元しなさいとか、当然要求が出るわけです。私はやはり国全体の福祉行政ということを考えれば、それと一緒にして、厚労省なり、所轄県、所轄市

が新たな福祉サービスで投資するか、あるいは一旦返して、国のほうでもう一回再配分をするとか、そういったルール付けをして、国民全体のために内部留保を使っていくという方向性を新たに出していただければと思います。

○岡議長 大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 厚労省に2点お伺いしたいのと、1点私の意見を申し上げたいです。

1個目は、厚労省の資料の13ページであります。

全国の社会福祉法人のうち、厚労省の調査に回答していない法人が約800あるということなのですが、こういう公の支配にあって、社会の公器だという人が、役所の調査に回答しないというのは許しがたい暴挙だと思うのですけれども、このようなところに対してどのような措置をとられたのか。また、このようなところに平気で補助金を出されるのかということをお教えいただきたい。

もう一つは、846の所轄庁のうち、回答しなかったのが2個あるのですが、これはどこかということをお具体的に教えていただきたいというのが第1点の質問です。

第2点は、松山さんが御指摘になった点で、7ページで社会医療法人と社会福祉法人の解散した場合の財産の承継についての違いがあるという御指摘があったのですが、これは私も非常に不思議なことだと思って、全く意味が理解できないのですけれども、どういう趣旨でそういう制度になっているかということをお是非教えていただきたい。この2つが質問でございます。

1点、私の意見ですが、先ほどの浦野さんの御発言に関連して、内部留保について申し上げたいのですが、内部留保すること自体が悪いことではないというのは、松山さんも御指摘のとおりで、私もそう思います。ただ、やはりどれだけの内部留保を持つことが適正かというのは、どういった事業計画があって、そのために幾ら積み立てる必要があるかという、それに尽きるのだと思っておりまして、浦野さんもおっしゃったことと同じでございますけれども、やはり厚労省として新たな制度をつくられて、明確な事業計画に対して合理的な範囲を超えている内部留保については、国庫に戻させるということをお是非やっていただきたいと思います。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 基本的に、見方によっては96%が回答しているというのも、ある意味高い部分かなとは思いますが。

○大崎委員 それはおかしいと思いますよ。だって役所の仕事なのに。

○厚生労働省（古都審議官） それで、この846について、今後は是非きちんと指導していきたい。いずれにしても、全部が財務諸表を公開する道にしていかなければいけないわけですので、今後きちんとやっていきたいと思っております。

○厚生労働省（友藤課長） 所轄庁で今回回答をいただけなかった2ヶ所については、被災されている福島県が非常に大変だということで、そこの一部の社福から出てこなかった

ということでございます。

○厚生労働省（古都審議官） 先ほど大崎先生が言われましたように、内部留保については、私どももきちんと計画的にやってもらいたいと思っております。

ただ、今までは全て箸の上げ下げまで私どもが規制しておったということもあります。措置制度の時代は、黙っていても利用者が措置されてくるという時代であったものですから、経営についての意識はこれからつくっていかねばいけないと思っておりますので、そういう意味では、内部留保がきちんと地域還元されるように、それがかつわかるようにしていくということは必須だと思っております。

○岡議長 大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 関連で、社会医療法人と社会福祉法人の財産の承継について、これはどうしてそういう制度になっているのですか。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 医療法人の話でございますので、基本的に社会福祉法人は、従来から財団型ということですので、持分がない法人としてやってきました。

医療法人は持分が認められるものであったという経緯もあって、法的にも多分医療法人制度と社会福祉法人の違いがあったのだと思います。その際、医療法で社会医療法人制度をつい数年前につくったわけでありまして、そのときの整理がきちんとできていないのかなと思っておりますので、これは関係局ともよく話をしてみたいと思います。

○岡議長 佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

まず感想ですが、松山さんのお話は大変よくわかりました。ただ、非常にびっくりしたのが、これが松山さんという民間の方からの御報告であって、厚労省からの報告でないということは非常に奇異に感じます。本来であれば、こういうことを厚労省の方が分析してお示しし、対策を言っていただくものだったのでは、驚きです。これが感想です。

次に質問です。厚労省の方の資料で15ページ、財務諸表の公表に関する対応方針です。これで電子データ化したものをとにかく社福がホームページで公表、もしくはそれを所轄庁に出し、ホームページがなければ、当面管理所轄庁でそのものを公表するのだとありますが、電子データにこだわる必要は全然なくて、既に紙で出されているはずですから、それをPDFで張ればいいだけなのです。しょせん加工されては困るので、多分PDF処理して出されると思いますので、何で電子データに。もちろんデータ化したほうがいいので、それはやらなければいけませんけれども、すぐやることは、もう今、手元に所轄庁が持っている紙の財務諸表を単純に張ればいいだけなのに、なぜされないのかという点が1点質問です。

それともう一点、ガバナンスのところで、これは今、議論されていることだということなので、余り細かいところは申し上げませんが、この12ページです。先ほど浦野さんもお

っしやったように、我々もつい民間の株式会社のアナロジーで考えるわけですが、社会福祉法人の場合は株主がない。ただ、かわりに補助金を出して、監督している官庁が株主もしくはそれより強い監督主体だと思っています。

そうしますと、法人監督で見ているのは財務諸表だけではなくて、当然、社会福祉法人のガバナンスの中心である理事会で何が議論されているかという理事会の議事録は全部お持ちになっているのかどうか。これは厚労省がという意味ではありません。所轄庁ですから、都道府県であったり、区であったりということですが、それについて持っておられるのかどうかという点、この2点です。

それと、松山さんのデータで、私ももう一つ、社福の財務諸表というものはどういうものかわからないのですが、例えばということで、私の理解を確認したいのですが、14ページです。14ページに赤字で書いてある「その他16法人計」で、ここで「国庫補助金残高」が473ありますと。純金融資産が442ありますと。よく内部留保を吐き出せとか言われる方がおられるのですが、普通は内部留保というのは別にキャッシュであるわけではないので、吐き出せないわけですが、こういう場合であれば、これはほぼ吐き出せるということの意味している数字なのかどうかという点。

以上です。

○岡議長 では、最初に厚労省からお願いします。

○厚生労働省（古都審議官） どういう方法で公開するかということですが、今、財務諸表とか事業報告書というのは、少なくとも全法人につきましては、福祉サービスの利用を希望する者には必ず閲覧に供さなければいけないということは法律に義務付けております。

今後これらの資料をPDFにするにはどれだけのボリュームがあるとか、そこは検討して、具体的な方法を考えたいと思います。

一方で、データ化しているほうがいろいろな分析とか、そういうのがやりやすいという声もあるだろうと思っておりまして、長年紙ベースで全部やって提出されておったものから、これを今後どういう方法でやったほうがいろいろ事業の分析も自治体、所轄庁にとってもやりやすいかとかいうことも含めて、PDF化も含めて、実務を調べていきたいと思っております。

いずれにしても、必ず公開はしていくという方針のもとで、どれだけ自治体に実務が必要になるのか、あるいは事業者が必要になるのか。例えば700法人の財務諸表は、それなりのボリュームがございますので、それを自治体職員が全部PDFにするというのは、一定程度時間がかかるわけがございますし、そういうことは実務上のこととして御検討をお許し願えればと思っております。

それから、お出ししている資料の中で理事会の議事録とかは、監査に行った際には見ておるとは思いますが、必ずしも自治体に報告すべき書類の中に、理事会の議事録まで



入っているというわけではございません。

○岡議長 佐久間さん、今の回答でよろしいですか。

○佐久間委員 もう既に所轄庁には財務諸費用は紙で出ているとすれば、やはりその電子データ化というのはそれなりにそれぞれ大小あれば、小さいところは時間がかかるとすれば、単純にそれを貼ればいい。

公開の目的、公表の目的から言えばそれで十分で、分析したい人は、またそれを分析すればいいのだと思うのです。

あと、700というのが非常に多いと言いましたけれども、私の感覚は全くそうは思わない。もう何万枚あっても、そういうものはすぐPDFで我々は常日ごろやっていますので、なおかつそれは1所でやるわけではなくて、何所でやるのですから、それは単純な話だと思えますから、そこはなるべく早く公表ということからすれば、電子データ化ということにこだわる必要は全くないのではないかと思います。

以上です。

○岡議長 佐々木さん、お願いします。

○佐々木委員 同じ15ページのところを御質問しようと思っていたので、一緒にとっています。

今のPDF化ですけれども、たしか今、普通の民間で2万円ぐらいで売っているものでも、1分間で20枚とか30枚PDFにできると思うので、700枚ということは多分あつという間に終わるのではないかと思いますので、お確かめいただいて、何分かかるのかということは見えていただくといいと思います。

これはPDF化して、ホームページに出すということと、これは以前から申し上げていることですが、これがいつまでにできますかということと、ここに書かれている、もしも今後電子データで云々という15ページの内容は、いつまでに実施されようと思っているのかという期限を教えてくださいたいと思います。

といいますのは、2ページ目に書いていただいた運営のところ、社会福祉法人は運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、大変力強い文章だと思って、公的規制ではなくて、強い公的規制ですから、どのぐらい強い公的規制なのか、他のところも整理して、学習したいと思います。

今の時期のことをおっしゃっていただきたいと思います。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 基本的に、来年4月を目指して作業をするということでございますので、確かこの会議でもそのように御説明させていただいております。

それから、電子データ化ということになりますと、それはちゃんと法的にも位置付けなければいけないなと思っております。

ただ、法的にということになりますと、社会福祉法人全体について、今、在り方を検討

しておりますので、若干お時間をいただきたいと思っておりますが、まず公開については、来年4月を目標に実施に向けていきたいと思っております。

○岡議長 今の点はよろしいですか。

○佐久間委員 はい。

○岡議長 では、前の会議でもお願いしましたが、是非、今年度分は全て、書式や何か、方法はともかく、来年4月以降に公表していただくことは再確認していただいたと我々は受けとめます。そこはしっかりお願いしたいと思います。

松山さん、お願いします。

○松山専門委員 御質問に対する回答ですけれども、まず国庫補助金残高というのは、御承知のとおり圧縮記帳で、まだ償却前の残金でありまして、これは基本的に固定資産に変わっています。

純金融資産をなぜ計算したかというのと、社会福祉法人の方々から、拋出したくても手元にお金がないということがあったので、本当にそうかということで調べたら、こんなにあるではないかという数字であります。

基本的に、先ほどの御指摘との関連で、私は積極的に頑張っている法人に財源が行くように、出す気がないところからも強制拋出を当然要求すべき時期に来ているのではないかという考えです。それはあくまで、現実的には毎年のネットのキャッシュフローの中から出していただく。それに加えて、過剰と評価される金融資産を持っているところは、特別に多めに出していただくという議論が必要なのではないかと思います。

それから、追加で恐縮でありますけれども、先ほどPDFにすぐできるのではないかという御指摘なのですが、現実の話、今、提出されている財務諸表のうち、多分2割か3割ぐらいは複式簿記から見ると、何か変な財表なのです。例えば貸借対照表で左と右が合っていないとか、連結で内部取引が相殺されていないとか、様式が全く法人ごとに違います。したがって、単純にPDF化してもわけがわからないというのが現実でありまして、そういう意味で、厚労省さんが言っている電子データ化のときに、標準的形式をつくって、きちんとそろえて出していただくというのは、必要な作業なのではないかと私は思っておりまして、それは今、厚労省の検討会で実務がわかる経営者の方も出ていますので、結構真剣に議論を行っています。

要するに、私も既に提出されている財務諸表というか、報告書をPDF化してもらって、それを何でもいから公開してみるとというのは、非常に意義があると思います。というのは、こんなものが出てくるのだということがわかるからであります。それは、通常の常識では理解できない状態です。

○岡議長 今の松山専門委員のお話を委員の皆さんはうなずいて聴いていました。我々はまず、実態を知りたいのですね。改善すべきところがあったら、どんどん改善していただき、データ化もどんどん進めていただくということで、今の実態を公表していただく。財

務諸表は左右合わなくてもいいから、とりあえず実態を公表する。皆さんそこが最初の一步かなと思っておられるのでうなずいておられたのだと思います。

林さん、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

社福の問題については、今の情報公開の問題が、まず全体に関連する問題なので、これまで御議論があったとおり、是非厚労省には積極的に取り組んでいただきたいと思います。

特に厚生労働省提出の資料1-1の15ページの対応方針の③で、「全ての社会福祉法品におけるインターネット上での財務諸表の公表の完全実施までの間は」「②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、所轄庁のホームページで公表」とあるのですけれども、完全実施後も所轄庁のホームページで、それから、都道府県をまたがるものについてもあると思うので、是非、連結情報を、厚労省のウェブサイトで統一的に見られるようにしていただきたい、そして検索可能なようにしていただきたいということをお願いしたいと思います。

あと、社福の問題については、やはりイコールフットィング、参入規制の問題と、優遇措置の点のイコールフットィングの問題があると思いますので、それについて御質問したいと思います。

まず、16ページのところを拝見しますと、今年平成25年に「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」というものが設けられて、検討されているということなのですが、10ページのところを拝見しますと、ここ一番下に「注」と書かれておまして、平成12年7月12日には「社会福祉法人の経営に関する検討会報告書」というものが出されて、既にここで社福のガバナンスの必要性について、今年平成25年に開かれている検討会と同様のことが13年前に既に報告書で指摘されているわけでございますので、この間、一体何があったのか、なかったのかということをお考えますと、是非スピードアップしてやっていただきたいと思います。

冒頭、厚労省から7ページの「社会福祉法人を取り巻く状況変化」について、歴史を御紹介いただきまして、私もこの歴史を背景として、厚労省が現在新しい制度に向かってドライブを切ったという御発言を聞いて、非常に心強く思っているわけでございます。

1951年、昭和26年にこうした言わば「博愛の事業」的な扱いで始まった社福というのが、この7ページの年表によりますと、90年代から「利用者本位・自己決定・選択」に、そして下から2つ目の○のところを見ますと、「福祉サービス提供主体として株式会社、NPO等の多様な主体の参入」をするということに切りかえられてきたということでもあります。

そこから考えますと、3ページに行きますけれども、まだ、参入の主体を規制している。第一種社会福祉事業については原則として社会福祉法人であると、参入主体を規制しているという部分の見直しも検討されてしかるべきではないかと思えます。この点についてのお考えを伺いたいということが1点。

それから、3ページの「○ 経営主体」の下の2ポツのところに「その他の者は、都道府県知事等の許可が必要。※法第62条第2項」とありますが、知事の許可基準は現状どのような基準になっているのか。この2点を教えていただきたいと思います。

○岡議長 大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 イコールフットィングで関連して御質問させていただきます。

今、お話がありましたように、措置という行政からの委託の形から利用者との契約という形になりましたし、株式会社、NPO法人、医療法人も入ってきて、競合する状態になったわけですが、そういう状態でこの社福に対して法人税と固定資産税が非課税になっておりますが、この根拠をどのように捉えておられるのかお聞かせください。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 1点目は林先生からの御指摘については、できるだけ今、公開については、松山先生からありましたように、まず公開が先だろうということでございますので、それは急ぎたいと思っております。

その上で27年度からは、法人会計基準も統一いたしますので、そういうことも踏まえながら、今、おっしゃったような、またがったものがきちんと連結されるだとか、いろいろ考えていきたいと思っております。

それから、イコールフットィング論で、13年前にこういう検討会の報告書があるではないかということについてでございます。当時の社会背景を申しますと、ちょうど介護保険制度が始まったばかりということで、まさに措置委託制度から利用制度に切りかわった直後でございます。そういう中でこれからどうするかという観点で、報告書がまとめられたということでございます。

時代時代で見直しをしてきておるわけですが、もう一段の見直しが我々は必要だなと思っておりますし、やはりこういう報告書をつくって、一片の通知だけではなかなか指導が行き届かないなど、あるいはまさに先ほど大田議長代理からもございましたけれども、何のためにここが非課税なのかということが重要であります。

イコールフットィング論で申し上げれば、多様な主体はそれぞれ法人に応じて課せられた義務を果たすわけです。株式会社であれば株主への配当は義務であろうと思っておりますし、生協・農協においても出資者に対する責任があるのだと思っております。そういう中で同一サービス、同一報酬という考えで事業を行った上で、社会福祉法人には先ほどから申しますように、他の事業者とは違って、採算、不採算を問わず、多様な福祉事業をやってもらうための仕組みであるという役割があります。そういった部分についてきちんとやっていただくための仕組みとして、この内部留保などが適切に使われる状態にならなければいけない。

この内部留保は、結果においては税において多く生み出されている部分だと思います。それを社会還元しなければならない。社会還元をすることが義務であるという観点で、現代的な意味においては、一定の内部留保あるいは非課税措置が認められていると理解して

おりますので、逆に言うと、松山先生が言われるように、それをきちんと社会貢献、地域貢献という形で生かしていかないのであれば、それは非常に問題であると思っておりますので、これだけの多様な問題がある中、例えば、ひきこもりへの支援がなかなか進まないとか、生活困窮者支援も進まないとか、こういったことは、ある意味、自ら進んでやってもらうようなことが今後必要だと思っておりますので、そういったことをやるための資源として使われるべきものと思っております。そういう観点で非課税措置は引き続き必要だと思っております。

参入規制の見直し、昭和26年に社会福祉事業制度ができたときに、第一種社会福祉事業について自治体・社会福祉法人以外が行う場合には、都道府県知事の許可が必要ということで、当初からこういう仕組みはあったわけですがけれども、ある意味非常にハードルも高くて、ほとんど運用はされてこなかったという実態がございます。

その一方で、介護保険制度などについては、例えば訪問介護事業は社会福祉事業でありますけれども、こういったものについては、指定事業者制度という仕組みでいろいろな主体が入って来られるようになったという意味では、各法でかなり参入を認めている部分があると思っております。

いずれにしても、社会福祉法人の在り方を考えたときに、こういう社会福祉事業の在り方というのも、もう一回整理が必要ではないかという認識を持っております。

○岡議長 翁さん、どうぞ。

○翁委員 2つの点を申し上げたいのですが、補助金につきましてですが、ミクロのベースでも、マクロのベースでもその規模がわかるような方向でデータを整備していただけだと思います。

まず、ミクロにつきましては、事業者の情報開示が進みますけれども、そのところでのぐらゐの補助金を受けているのか。そういったことが納税者にとってわかるような情報開示が必要なのではないかと思えます。

それから、松山先生が一番初めの2ページで御報告されましたけれども、マクロのベースでも公費投入が把握困難だということ自体は、非常に問題ではないかと思えますので、こういったことにつきましても、情報開示が進み、報告のデータが整っていく段階で、こういったデータを厚生労働省としても積み重ねていって、納税者、国民に対してきちんと開示できるような制度にしていただきたいと思いますというのが1点目でございます。

もう一つは、ガバナンスに関して、先ほど佐久間委員から、理事会の議論などはちゃんと見ているのかということにつきましては、そうではないというお話がありました。一体厚生労働省とか所轄庁の監査というのは、どういう視点で見ているのかということがよくわかりません。例えば別にこれはそれを真似するべきだというわけではありませんけれども、金融機関などに対しても、金融庁がどういう方針でチェックをしていくか、どういう考え方でそういったところを監督していくかということについては、毎年毎年見直し

て、それを行きわたらせているということ、エンフォースメントというのは非常に重要だ  
と思うのです。ですから、どういう視点で見ているのか。今はどういふふう  
にそれをや  
っているのかということについて、御質問させていただきたいと思  
いますけれども、そう  
いうガイドラインなり、どういふ観点で監督することが必要なかとい  
う、所轄庁からのチ  
ェックというのが非常に重要ではないかと思  
います。

もちろん主体は、だんだん法人の在り方というのは変わってきましたから、御説明がご  
ざいましたような理事会とかがきちんとやる必要があると思うのですけれども、こちら  
についても責任範囲とか、そういったことが必ずしも明確になっているわけではないと思  
います。

これからガバナンスの議論をされるということですが、理事会の役割、監事の役  
割、こういったところについてしっかり議論していただいて、まず内部ガバナンス、それ  
を二重の意味で監督官庁はチェックするという、しっかりとしたガバナンスの仕組みを打  
ち立てていただきたいと思  
います。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） まさに公費がどういふ形が入っていつているのかとい  
うことについては、公の予算ベースで把握してきたというのがこれまでの歴史でござ  
いますけれども、これからは法人の財務諸表の中でもきちんとわかるようにしてい  
く必要があるだ  
ろうと思  
っております。

私も個々の法人の事業報告とかを見ますと、これが補助事業であるとか、そういう  
ことをちゃんと書いて出しているところもござ  
いますので、それが見られるようにしてい  
くということが大切なことだと思  
っています。

介護保険事業にしましても、税と保険料でやっておるわけですので、ある意味、これは  
その総額が全て公費ではないかと思  
っております。これに加えて、例えば都道府県ある  
いは市町村から独自財源で出ている部分もあるわけですので、そういう全体をどうや  
ってつ  
かむかとい  
うのは、自治体も1,800ござ  
いますので、いろいろ困難な点もござ  
いますけれども、それは何とかわかるようにしてい  
きたいと思  
っております。それが同時に実務に乗  
るよ  
うにしてい  
きたいと思  
っております。

それから、先ほど私の言葉が非常に舌足らずでございました。理事会とかにつ  
きましては、私ども社会福祉法人指導監査要綱という形で、一定の視点を明らかに  
して、また、例  
えば年に1回は必ず法人監査を自治体にや  
っていただくなどを示して  
います。ただ、数  
が多いところ、例  
えば、県によ  
っては700法人とか800法人ある  
ので、正直申しまして、現場  
の監査人員がそんなに潤沢に  
いるわけでもござ  
いませんので、なかなか厳しいところも  
ござ  
いますけれども、適切にや  
っているところは2年に1回ぐ  
らいにし  
たりして、問題がある  
ところは入  
ったりするとい  
うようにはして  
おります。基本的には全部見るとい  
うことな  
のですが、入  
ったときに当然理事会の開催記録  
でありますとか、議事録だ  
とかは確認する

ということになっております。

先ほど申し上げましたのは、報告書が県への届出の資料にあるかないかということについては、必ずしも義務ではないので、ないと申しましたけれども、監査の時点では、例えば理事会の開催が適切かどうかとか、法人によっては非常に頻度が低いところもあります。そういったことは、例えば適切にやるべきとか、役員の選任について、デュープロセスが踏まれているとかいないとか、そういう指導はきちんとやっていかなければいけないと思っております。むしろ事業者側からすると、サービスの質とかについての監査の部分が弱いと、そういう理事会の開催回数だとか、そういう点ばかり指摘をされているというお話もございますので、私どもは両方バランスをとって見られるようにしていかなければいけない。そういう意味では、監査はこれから事後チェックとして質を上げていかなければいけないという課題は抱えていると思っておりますし、先ほど言われましたように、理事、監事、あるいは評議員会の役割というものも、今回の在り方検討会ではしっかり議論してもらおうというように思っています。

○岡議長 長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 先ほど来の内部留保についての御説明で、内部留保の減資は税金だろうというお話がありました。その内部留保をどうするのかという問題については、ひきこもり対策とか、8ページに書いてあるネットカフェ難民だとか、そういうものに対応する資源として活用してもらうことが大事なのだというお話がありました。

問題は、そうしますと、資源を社福の裁量に委ねてしまっているのだというところが私は問題なのではないかと思うのです。つまり、それは今、社福の内部留保という形で、資源がそこにたまっているわけけれども、しかし一方、それが税金であるのだとすれば、政策当局としては、その資源をどのように使っていくのかということについては、社福に対して何かインセンティブを与えるとか、逆にペナルティーを与えるだとか、あるいは強制力を持ってそういうものに使わせるのだとか、もっと言えば社福などを活用せずに、内部留保をそっくり政府が取り上げて、政府が政策の資源としてそれを使っていくという考え方もあると思うのですけれども、目下のところは、そのインセンティブもなければ、ペナルティーもなければ、強制力もない。つまり、言わば願望として使ってもらいたいですねということを行っているにすぎないように私には聞こえますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） いろいろな方法で社会福祉法人に地域での福祉に貢献してもらい、それが方向性でございます。

その上で、今、おっしゃいましたように、例えば法的に実施を義務付けるでありますとか、あるいは言われましたようにインセンティブを与えるという方法とか、幾つか方法論があろうと思います。その具体化がこれまで十分進んでいなかったのではないかという部分についても非常に反省がございますので、今、長谷川委員が言われましたように、我々

としては内容、是非やってもらわなければいけないもの、それに準ずるもの、あるいは本来にある意味で裁量に任せて、自由に今、例えば裁量でうまくやっている部分もあるわけですので、その部分を絶ってしまうわけにはまいりませんので、そのような類型分けをするなどして、きちんと指導の実が上がっていくような、そういう方法論を今後、検討会の議論でも考えていきたいと思っております。

○長谷川委員 それは例えばいつごろまでにとか、そういう工程表みたいなものはイメージされているのでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） 現在、この検討会を来年の5月ぐらいまでしっかりやっていただいて、その後、正式な手続、例えば審議会での手続とか踏んでいきたいと考えておりますので、そこに間に合うように作業を進めていきたいと思っております。

○岡議長 よろしいですか。

○長谷川委員 はい。

○岡議長 佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 先ほど大崎さんが質問されたことにもラップしますが、まず、今の皆さんの御議論を聞いていて、財務諸表が出されていない社福に対しても補助金は出されているという理解でよろしいかという点が1点。

それと実際、原因はわかりませんが、直近1年間において、補助金の支給がとまった社福というのがあるのか。何件ほどあるのかということについて、この2点、お伺いいたします。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 補助金といいましても、建物あるいは設備に対する補助金と、運営費の部分と2種類あると思います。事実上、運営費は例えば介護保険の指定を受けて、サービスを適切に提供しておれば、そういう意味ではサービスの対価として支払われていると思いますので、そこが直接リンクしているわけではございません。

それから、補助金等につきましては、監査において不適正な事例があれば、返還命令をかける等々のことはやっております。

そういう意味では、補助金というものが運営費補助のように思われるかもしれませんが、委託の場合は委託費として出しておりますので別として、問題があれば直ちにとめるということになります。問題の内容をみて判断することになります。

あと、介護保険は指定を受けて、サービスを提供すれば、当然それは約束事ですので、お支払いをしているということになります。

○佐久間委員 ということは、財務諸表が出されていないところに対しても、それは今、言った形では出ているということでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） 財務諸表は、基本的に自治体まで、監督官庁には出されておるといってございまして、今後はそれを公開させるということについて考えてい



くということでございます。

○佐久間委員 左右合っていないのは、多分財務諸表ではないのですが、そういうものを出しているところにも出していると理解してよろしいでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） そういうところは、当然サービスについては適切に行われていけば出すということになります。問題は、財務諸表が不適切であれば、それを指導して直していかなければいけないということが必要だと思います。

○岡議長 土屋さん、どうぞ。

○土屋専門委員 一部重複することをお許しいただきたいのですが、12ページの先ほどの監督の問題ですが、佐久間さんが財務諸表とそれ以外に専門的なチェックがということだったのですが、財務諸表については、以前フォローアップのときに私も言わせていただいたのですが、厚労省はもちろん都道府県にも、監督する立場の方で、財務諸表のことを指導できるような方が余りにも少ないのではないかと。公認会計士の資格を持った方がほとんどいない状態で幾らこれを出されても、左右が合っていないということもチェックができていないわけですから、この監督の体制を整えるということが必要ではないかと思えます。

それと、財務諸表以外の監督についても、私は国立病院の院長をやっていたので、医療感作を国と国の支庁の局と地方局と都から受けておりましたけれども、これもやはり役所の一部分である限り、ローテーションで専門家が育たないという状況ですので、先ほど翁さんから、どういう項目をとということでありましたが、これはやはりプロを育てて、経時的に変えていかないと、きちんとした監督ができないのではないかとということ、その辺の改善も必要ではないかと思えます。

ただ、それはあくまで監督なのであって、やはり翁さんが言われた、各施設が自立的になるということが一番理想的なので、手前の11ページに、確かに監事のところに財務諸表を監査し得る者と書いてあるのですが、これが機能していないから、左右合わないようなものを平気で報告書に出しているということで、これはなぜそういうことが起こるかと言えば、評議員会が評議員の中に過去理事などが入っていたり、諮問機関とか、普通こういう法人では、理事会に対してこれがチェック機構として働かなければいけないのが、評議員会が諮問機関のままであるということが、改善の余地があるのではないかと思えます。そうしないと、幾ら監事に公認会計士を充てたところで改善されないということがあります。

これは先ほど松山専門委員が、改善すべき点として、評議員会の役割を挙げられたとおりに思います。それを考えますと、次の16ページのところで、在り方等に関する検討会については、4番で当面のスケジュール（案）というものをお出しになって、先ほど長谷川さんからの御質問に、内部留保を一体どういう分野へいつまで使うのだと、目標はどうだというお答えがここには全然ないのです。審議会を通すなり、今までの経験則か言って、1年かかるのか、1年半かかるのか。やはり工程表をはっきりお示しいただかないと、16

ページの上に、平成12年の構造改革から10年以上に経過している。このまま行ったのでは、また10年待つのかというようにしか解釈できないので、その辺はまだ明文化されていないにしても、当局としての腹積もりはどの辺にあるのかということをお聞かせいただきたいと思えます。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） 1点目、まさに松山先生の指摘もごございますように、地方の方々できちんと財表が読めるかどうかということは、事実関係を申し上げれば、例えば公営企業に携わった方とか、そういう方はいらっしゃると思えます。必ずしもそういう方が福祉の監査、監督をやっているわけではないということも事実でございします。

ただ一方、我々もできるだけ専門化してほしいという点で、社会福祉法人の会計基準は理解してもらおう。こういったことについては、正直時間がかかります。一方、人事ローテーションもありますから、プロがなかなか育たない環境がございますけれども、いろいろサポートをして育てていきたいとは思っております。それについては、いろいろな研修をやる等々、あるいはわかりやすい資料をつくる等々、地味ではありますけれども、それをやっていかないことには、一朝一夕ではなかなか自治体の職員の中でもいろいろな職員がいらっしゃいますので、みんながそこに至るわけでないという実態もございします。ただ、御指摘はそのとおりでございしますので、我々としては、色々取り組んでいきたいと思っております。

もう一点、まさに監事の位置付けとか、我々も指導上はできるだけ公認会計士に見てもらおうよという指導基準もあるわけですがけれども、やはり監事が内部にてしっかりやらなければいけないというのはそのとおりでございします。この監事あるいは先ほど評議員会について諮問機関ということでございしましたので、こういった位置付けも含めて、今回きちんと全部見直そうということで在り方検討会で御議論をお願いしているということもございします。

現時点は、現状を説明し、論議をさせていただいているこの在り方検討会で、できれば春、5月ぐらいまでには一定の報告をまとめていただいて、さらにそれを具体化した案を法律で対応するのか、あるいは運用で対応するのか、指導でやるのか、そういう対応策の整理を行った上で、必要に応じてできるだけ早く、早くといいますが、27年の通常国会になると思えますけれども、そういったことを視野に入れてやっていきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

今日の厚労省の御説明をお聴きして、厚労省としても、政府としても、社会福祉法人の健全化、健全な社会福祉法人が本来やるべき事業をやっていく方向でいろいろ検討されているということを受けとめました。是非そうしていただきたいと思えます。

今日、委員の方から出された意見を踏まえていただいて、最初の一步は、16ページの「主

な検討項目」にもありますけれども、財務諸表を作成し、公表すると、そういった基本的なことをやっていただきたい。今進めておられる検討会の目的にも書いてある通り、そのようなことも含めて、社会福祉法人の健全化、そして健全な社会福祉法人がしっかりした事業をやるということが一番大きいと思います。宜しく願いいたします。

もう一つ、大田議長代理からもありましたけれども、いわゆるイコルフットィングの問題。これについても、検討会のテーマの一つとして、社会福祉法人の健全化と同時に議論していただいたらどうかと思います。私は、イコルフットィングによって、社会福祉法人の健全化をさらに向上させることになるのではないかと考えているのですけれども、是非御検討いただいて、来年5月をめぐりに前向きな案が取りまとまることを大いに期待しております。

今日はお忙しいところありがとうございました。また何かあったら、お話を聴かせていただきますので、よろしく願いします。

(厚生労働省、土屋専門委員、松山専門委員退室)

○岡議長 それでは、議題2に移りたいと思います。

雇用ワーキング・グループにおける労働時間法制等の見直し及びジョブ型正社員の雇用ルールの整備に関する検討状況について、本日は座長代理の佐々木委員から説明をお願いいたします。

○佐々木委員 それでは、労働時間法制の見直し及びジョブ型正社員の雇用ルールの整備について、資料2を見ていただきながら、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、雇用についてですけれども、規制改革会議の立場というのは、厚生労働省労働政策審議会において議論を進めていただくために提言、方向性を示すという立場にあるということをお理解いただいた上で、本年6月の規制改革実施計画におきまして、厚労省の労働政策審議会が労働時間法制等の見直しについて検討を開始すること、それから、ジョブ型正社員の雇用ルールの整備について雇用管理上の留意点について取りまとめて周知を図ることと書かせていただいておりますが、これを受けて、いずれにおきましても、本年9月から厚労省のほうで議論が開始されておりますことをここにまず御報告させていただきます。

同時に、雇用ワーキング・グループにおきましても、10月に入りまして既に5回にわたり有識者、関係団体からのヒアリング、国際比較、また委員間においても様々意見を出し合って、精力的に議論をしております。

ということで、2ページ目を見ていただきますと、ここに書かせていただいたものが、今、幾つかの論点ということで挙がっておりますので、次回の本会議におきまして御議論をいただいて、意見を取りまとめさせていただきたいと思い、簡単に御説明させていただきます。

まず、労働時間法制の見直しなのでありますが、目的は多様な形態で働く労働者それぞ

れの健康を確保する。そして、創造性と高い生産性を発揮できるような労働時間法制の見直しをするといった方向で考えております。

具体的には幾つかありますが、1つは、我が国におきましてフルタイム労働者の総実労働時間というのが過去20年間ほど変わっておりませんで、この健康確保のための労働時間規制が必要ではないかということです。例えば労使で自由に決められてしまっている今の労働時間の上限を決めるなど、そういったアイデアが出てきているということです。

2つ目が、年次有給休暇の取得率が国際的に見ても低くて、ワーク・ライフ・バランスの促進がなっていないということも論点でございます。ですから、長期的に連続休暇を入れるなど、休むということに対して幾つかの選択肢の例を挙げております。

一方で重要なことは、労働者の中には、その成果を労働時間ではかることができない層といった働き方が多様に存在しておりますので、労働時間の長さで成果が図れない働き方に合った労働時間制度というのが必要ではないかという論点があります。

様々な規制改革の上での過去の経緯を踏まえて、この3つの論点をセットで議論していただきたいという方向性で今まとめております。

ジョブ型正社員の雇用ルールを整備でございますけれども、こちらは個人のライフスタイルに合わせた多様な働き方やキャリア形成を可能にするために、そして非正規雇用よりも安定的な雇用を創出、促進するためのルール整備という方向性で意見を求めております。

このジョブ型正社員というのは、専門性を発揮したプロフェッショナルな働き方、あるいは子育てや介護をしている社員の受け皿として重要であるということで、既に多くの企業で導入されておりますが、まだ課題がいろいろあります。例えばその特性に沿った雇用管理が行われていないという面があって、ジョブ型正社員の形態内容について、労働契約や就業規則で明示的に定めることが必要ではないのかという論点があります。

また、ライフサイクルなどに合わせて多様な就労の機会を選択するということで、無限定社員とジョブ型正社員との間の相互転換制度や均衡処遇を図ることが必要ではないかという論点があります。

今、さっと申し上げたので、どのぐらい理解していただけるかわからないのですけれども、こういった大きな方向性の中で今、議論をしてきております。雇用に関しては大変難しく、立場や背景によっていろいろな意見が多数出ておりますけれども、現在のところ、このような視点で意見を取りまとめておりまして、次回の本会議までに、皆様各委員に御意見をいただきながら、またまとめていきたいと思っております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御質問、御意見はございませぬか。よろしゅうございませぬか。

雇用ワーキング・グループでは、大変精力的に議論を重ねていただきまして、大分論点が整理されてきたと了解しております。

佐々木座長代理から、さらに議論を深めて、できれば近いうちに意見を取りまとめたいということですが、私としては、引き続き議論を進めていただいた上で取りまとめることができれば、当会議の意見として公表したいと考えております。

タイミングについては、次回の本会議の12月5日になるのか、あるいはその次の20日になるのか、今後の議論の深まり方を見ながら決めていきたいと思っております。

次に、議題3に移りたいと思います。

昨日開かれました「農林水産業・地域の活力創造本部」に、農業に関する規制改革会議の意見を報告する必要がありましたので、大変異例ではありましたが、農業ワーキング・グループと創業・IT等ワーキング・グループで意見を取りまとめて報告をいたしました。

その報告内容につきまして、まず事務局から説明をしていただいて、その後、金丸座長、安念座長からコメントがあればお伺いしたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

○中原参事官 お手元に配付させていただいております資料3-1、3-2を開いていただければと存じます。

資料3-1につきましては、農業ワーキング・グループでお取りまとめをいただきました「今後の農業改革の方向について」という意見でございまして、本件について御報告を稲田大臣からさせていただいたところでございます。

内容につきましては、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合、その他農業諸団体といったものの在り方について、平成21年の改正農地法の附則の5年を目途とした検討というものの中で取り組む他、これ以外にも若い人、チャレンジする人を後押しするような、誇りを持てるような強い農林水産業を実現するために、現在の規制・制度について不断の検討、見直しを進めるという御提言でございます。

もう一つ、創業・IT等ワーキング・グループでお取りまとめいただきましたものが、資料3-2でございます。ここにつきましては、「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望といたしまして、3ページ目以降に12項目が掲げてございますけれども、中国向け輸出水産物に係る手続の円滑化など、こうした12項目につきまして、関係省庁に規制改革の措置をお願いするという内容でございまして、2つの御報告について、昨日、稲田大臣から本部のほうに御報告をさせていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○岡議長 それでは、金丸座長と安念座長、何かコメントがあればお願いします。

最初に、金丸さんからお願いします。

○金丸委員 一言だけ。

皆様の御協力を得まして、今後の農業改革の方向性について取りまとめをさせていただくことができました。本当にありがとうございました。

いずれにいたしましても、ここで掲げさせていただいたテーマも、今、大きく変わろう

としている農業政策全般の行く末を見極めつつ、そして個別のテーマについても競争力のある農業でありますとか、魅力ある農業という目的を忘れないで、いろいろな制度設計の見直し、そして組織、役割の見直し等について、本格的に今後取り組んでいきたいと思っております。

また引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

安念座長、コメントがあればお願いします。

○安念委員 別にないです。

○岡議長 よろしいですか。

○安念委員 はい。

○岡議長 ありがとうございます。

では、今の事務局の説明、及び金丸座長のコメントを含めまして、何か御質問はございますか。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 教えていただければと思うのですが、何か反応はありましたか。特に資料3-1のほうですけれども、細かく書いてあることについてはともかく、この農業委員会あるいは農業生産法人、農業協同組合等、これらの在り方について検討をするということについては、検討が始まりそうなのかどうなのかということをお教えいただければと思います。

○金丸委員 検討が始まりそうかというのは、我々のワーキングでもう始めるところでございますので。

○大崎委員 本部のほうです。

○金丸委員 本部長は総理でいらっしゃいますので。

ただ、取りまとめはこういう形でやらせていただいたので、今のところ、これをちゃんとやっていけるのではないかと考えています。

反応につきましては、昨日短い時間で御報告させていただきましたが、今朝の新聞を拝見していても、この規制改革のテーマに関しても取り上げているところも結構ございまして、やはり割と今のところは方向性を示したぐらいでとどめたのですが、かなり国全体としては大きく注目をされているのではないかという手ごたえを感じています。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局、どうぞ。

○中原参事官 先ほどの大崎委員の御指摘についてですけれども、現在、年内にプランをまとめるように作業をしております、その中に事務局といたしましても御提言いただい

たものを盛り込むように、鋭意、作業をしているところでございます。

○大崎委員 プランというのは。

○中原参事官 官邸のほうです。

○岡議長 このテーマは大変歴史のあるテーマですし、ワーキング・グループの皆さんには一生懸命ここまでまとめていただきました。これを突っ込んでいくと、大変大きな反響が出てくることは間違いないでしょう。

ただ、総理を含めた関係者の農業改革をしなければいけないという意識は大変強いものであると私自身も認識しておりますので、是非、我々規制改革会議でも、今、金丸座長からも御指摘がありました、農業委員会なり、あるいは生産法人の資格要件、農協問題について、目指すべき農業にとっての阻害要因は大いに変えていこうと、これから積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

皆さんに御確認でございますが、事後になりますけれども、ただいまの報告を改めて規制改革会議の意見とすることとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、これを正式にこの会議の意見という形で取扱うこととさせていただきます。

次に、議題4です。前回の会議で先送りさせていただきましたが、規制改革ホットラインについて、まず事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、事務局から御説明いたします。

資料4-1から4-3に沿いまして、御説明したいと思います。

まず、資料4-1を御覧ください。

規制改革ホットラインに寄せられた提案のうち、8月1日から10月11日までに所管官庁から回答を得た提案事項115件について、ホットライン対策チームのほうで内容を御精査いただいた結果、表にありますとおり、各ワーキング・グループごとにさらに精査・検討を要する項目となりましたので御報告いたしたいと思っております。

まず、全般的に申し上げますと、全てのワーキングを通じまして24項目の精査・検討ということになりました。◎が12、○が12ということでございます。

◎は、各ワーキング・グループの検討項目あるいはそれに関連する提案事項でございます。

○は、◎以外の提案事項のうち、まずは事務局が内容の精査を進めまして、精査した結果について各ワーキング・グループに報告することが適切と考えられる提案事項でございます。

個別について、概観を申し上げます。

まず、健康・医療ワーキング・グループ関係でございますが、全部で3項目。○が2つございまして、いずれも特別用途食品ということで、一定の病気、腎臓病などの方に対す

る用品についていろいろ手続があるのですけれども、その合理化や、見直しでございます。

健康・医療の3つ目は、自己検査薬のOTC化を進めてほしいということでございます。これはワーキングの項目に重なっております。

創業・IT等ワーキング・グループ関係については、全部で13項目。それぞれそこにあるとおりであります。例えば1番の長い電柱等の運搬の関係は、運ぶ際に警察の許可が要るのですけれども、そういったものの許可について一括で認められないか、といったものを初めとして、道路使用の関係、監理技術者の資格、団地の建てかえの関係、資格の問題、自然的原因による汚染土壌の問題などを事務局でまずは精査したいと思っております。

7番は、先ほどありました「攻めの農林水産業」関係の項目でございます。

8番は、教育の関係で、特例校制度に係る事務の簡素化。

9番は、簡易宿所の床面積基準の特例の対象拡大。

10番から13番は、先ほどありました「攻めの農林水産業」に関連した項目でございます。

農業ワーキング・グループ関係は、ワーキングの検討項目でございますが、中小企業信用保険制度の対象業種へ農業分野を追加という項目でございます。

最後に、貿易・投資等ワーキング・グループ関係は、そこにあります7項目でございます。AEOの関係、あるいは日本に住所を要しない外国人が日本に支店を設立する関係、入国管理、就労許可、外弁の認定の関係、最後に、食用動物用の動物用医薬品の承認関係でございます。

それぞれの詳細な内容につきましては、その後に個票をつけさせていただいておりますので、適宜御確認ください。

なお、今、挙げた提案事項以外の項目につきましても、引き続きホットライン対策チームのほうで精査・検討対象とし、引き続き対応していきます。

以上が資料4-1の関係でございます。

引き続きまして、横になりますけれども、資料4-2を御覧ください。

これは、これまでのホットラインの処理状況をまとめたものでございます。

3月22日から11月25日まででトータル2,076件いただいております。うち10月1カ月だけで841件いただいております。

いただいた提案については、精査を行った上で関係省庁に検討要請を行っております。その際、各ワーキング・グループごとに分類しまして、そこにありますとおり、新たに75件、健康・医療からその他までということで、今回は貿易・投資等ワーキングの関係は36件で最も多くなっております。なお、トータルでは、今まで607件。そのうち、個人の方からの提案については52件ということでございます。

なお、それぞれの項目については、その後にワーキングごとに項目名の資料がございますので、御確認ください。

最後に、資料4-3でございます。



先月1カ月間、集中受付ということで、周知を幅広くやりまして、全部で841件の提案をいただきました。企業・団体の方からは772件、個人の方からは69件でございます。

それを便宜、提案の内容の分野ごとに分けたものがそちらでございます。

そこにありますとおり、一番多かった分野としては、金融・証券・保険の関係が144件、2番目がエネルギー・環境で76件、2つ飛ばしまして、健康・医療の関係が70件となっております。

なお、当然のことながら、精査しますとこの分類は変わります。順次、関係省庁での検討、ホットラインチームでの精査ということになるかと思えます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

今、事務局から説明がありましたように、まだまだ皆さんの規制改革要望への熱意というのは冷めやらずで、非常にたくさん出てきます。創業・IT等ワーキング・グループにお願いする案件も非常に多いということで、安念先生、よろしくお願ひいたします。

あと、エピソード的に2点ほど紹介させていただきますと、ここに挙がっていないもので所管省庁に提案したところ、たちどころに規則を変えていただいた例というのがあります。これはよく見るように、工事現場に建設許可証とともに労災保険関係成立票という看板を掲示しなければいけないとなっているわけです。さらに規則で、それが40センチ×50センチという決まりがあるのです。ところが、狭い工事現場では、そういう掲示ができるスペースがない。困っていたところ、この要望があるところからあって、それを提案したところ、たちどころにB4サイズほどに縮めることでよろしいと、こういう規則に変わるそうで、もう変わったのかもしれませんが、こういうことなので、やはり集中受付等の効果は、地味ですけれども、あります。

あともう一つは、四国のある県からは、県ぐるみで大量の規制改革要望というのも挙がってきている。こういう新しい試みもある。これは御紹介だけでございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 ちょっと気になったのですが、資料4-2で新たに検討要請を行った提案事項というのは、ぱっと見て前期にやったものなども入っていたりするような気もしたのですが、これは重複はいとわず、二度言ってきたら二度問い合わせるという感じなのですか。

○柿原参事官 原則としては、大崎委員がおっしゃったとおりでございます。

同じような提案事項であっても、時期が変わると状況も変わるということもありますので。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

安念さん、どうぞ。

○安念委員 資料4-1ですが、私どもの創業・IT等ワーキング・グループの関係ですけれども、7、10、11、12、13については、今し方御報告していただいた「攻めの農林水産業」関係の提案の中で一応所管省と握ったというか、やったつもりでいたのですが、これはまだ残っているのですか。余韻が残っている感じなのですか。

○柿原参事官 これはホットラインチームで議論する際に、創業・IT等で取り扱ったテーマに関連するものについて◎を打たせていただくという整理でございまして、それは実質的には今、まさに御報告いただいたように、対応は済んでいるという整理ではあります。

○安念委員 わかりました。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

我々の会議でこれからやらなければいけないことの一つに「下位規範」の問題がありますね。どこから下を下位規範とするのかにもよりますが、かなりボリュームの多い話だと思うのですけれども、このホットラインに来ているものの大半がいわゆる下位規範というカテゴリーになるのかどうか、事務局は調べたことはありますか。

○柿原参事官 今の点について、ホットラインを全般的に精査したわけではないのですけれども、総務省のほうで2年に1回ぐらい、許認可等を網羅的に調べる調査をしております。ほとんど法律ですけれども、4分の3までが政令以上になっております。

ホットラインの個別の案件のそれぞれの根拠法令も見ているのですが、やはり省令以下が物すごい数になっているというわけでも必ずしもないのかなと思っています。

いずれにしても、さらに今は集中受付で大量の案件がございますので、その辺を注意して、精査していきたいと思います。

○岡議長 安念さん、どうぞ。

○安念委員 これはもう調べないとわからないことなのですが、私どもが第1期でやりました燃料電池自動車周りの規制についていう限り、省令以上の正規の法令に根拠のある規制はほぼありませんでした。

ですから、そもそも根拠がどこにあるのか、法令集を見てもわからない。業界の人は、そういう規制は自明だと思っているので、どこに根拠があるのかということ意識すること自体がないのです。そもそもどこに根拠があるのかを探すのがとても難しい規制が実はいっぱいありました。今の御説明だと、「たちがいい」規制と言ったらおかしいのだけれども、省令以上に根拠のある規制であれば、確かに法令集を根気よく探せばどこかにあるわけだけれども、どこを探せばいいのか実はわからない規制が結構あるな、という気がしました。

それと、これは全くエピソードで済みませんけれども、最近よく原子力発電所の重要施設は活断層の直上にはつくってはいけない規制になっている、といろいろなところで言わ

れているでしょう。あれはうそなのですよ。うそだというのは、省令というか、今は省令ではなくて、原子力規制委員会の規則でそこまでが正規の法令の一番下のレベルですが、そこには何も書いていないのです。規制委員会の規則を解釈する内規の中に、活断層の露頭の上には建てるなど書いてあるだけなのです。だから、それは正規の法令ではない。だから、およそあらゆる規制の中で、量的に何パーセントが正規の法令に根拠を置く規制か、私はわからないけれども、規制改革では、どこを探せばいいのかさえわからないような規制も見過ごせない、というのが、私の実感ではあります。

○岡議長 ありがとうございます。

実は、私もそういう実感を持ってしまして、先ほど事務局の説明にありましたように、全体の75%が法律・政令だというのは総務省（行政評価局）のレポートに書いてありますし、私もそれは頭に入っています。残りの25%以外にも、安念さんがおっしゃったように何かよくわからないですが、いろいろあるような気がしないでもない。

現に、ホットライン第1号でコマツさんから受けつけた、除雪機械を操縦するときに2人乗らなければいけないという話があって、国交省の最初の回答は「そんなこと法律のどこにも書いてありません。事実誤認ではないか」というものでした。コマツさんが直談判した結果、国交省の局長が出向き「それは行政指導なのでこれからきちんとやります」という形で一件落ち着いたという話を聞いております。

ですから、我々のもう一つの課題である「下位規範の見直し」は、このホットラインと密接な関係が出てくるのかもしれませんが、前にお話ししましたけれども、私は課長通達あたりが一番手頃なのかなと。例えば、全ての課長通達を、我々ではなくて、当事者にしらみつぶしに洗い出してもらって、その報告をここでしてもらおうとか、そんなことも考えていきたいと思っております。

ホットラインからはちょっとずれましたけれども、かなり接点があるのかなという感じがしております。

○安念委員 お願いします。

○岡議長 それでは、本日は3時までの予定で、きちんと終わらせることができました。

最後に、事務局から何かございましたらお願いします。

○柿原参事官 次回の会議は、12月5日の予定でございます。

詳細については、改めて御連絡いたします。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、今日はこれで終了いたします。お忙しいところ、ありがとうございました。